

府分推第84号
平成28年5月20日

総務事務次官 殿

総務省ほか関係府省へ通知

内閣府事務次官
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権
一括法」という。）が公布されました。本法律は、提案募集方式に基づく提案等
を踏まえたものであり、提案の検討から法案の立案、国会審議に至るまで、格別
の御協力をいただき、感謝申し上げます。

つきましては、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27
年12月22日閣議決定。以下「対応方針」という。）、第6次地方分権一括法の
国会における審議等を踏まえ、下記の御対応をよろしく願います。

また、各府省におかれましては、この旨を、今般の制度改正に係る地方支
分部局にも御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 第6次地方分権一括法の施行期日については、一部を除き平成29年4月
1日とされており、施行の時期が迫っていることから、速やかに所要の政省令
の整備、地方公共団体及び制度改正に係る団体への情報提供を行って
いただきたいこと。

特に、政省令の整備については、これまでの一括法施行の際、対応の遅れに
より地方公共団体の条例制定等に支障が生じた例も見られたことから、地方公
共団体が十分な準備期間を確保できるよう、特段の事情がない限り第6次地方
分権一括法の 公布後3月以内に行っていただきたいこと。

2 事務・権限の移譲等に伴う財源措置については、対応方針を踏まえ、地方公共団体において、移譲等された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を行っていただきたいこと。

なお、具体の財源措置に当たっては、今後、来年度に向けた概算要求や地方財政措置に係る要望等について、適切に対応いただきたいこと。

3 事務・権限が移譲等される地方公共団体に対し、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣などの必要な支援を行うことにより、移譲等事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、事務・権限が移譲等される地方公共団体からの照会や相談に適切に対応していただきたいこと。

4 都道府県においては、庁内及び権限が移譲される市町村（特別区を含む。）との間での推進体制の構築を始めとする環境整備や、円滑な引継ぎや研修、職員の派遣等の役割を果たすことが期待されており、各府省においては、都道府県に対して、これらの必要な支援に努めるよう要請していただきたいこと。

5 対応方針のうち、第6次地方分権一括法において措置していない事項についても、上記と同様に、速やかに、所要の法令の整備、地方公共団体及び関係団体への情報提供、事務・権限の移譲等に伴う必要な支援、確実な財源措置等を行い、円滑な制度改正のための適切な対応を行っていただきたいこと。また、調査を行うなど引き続き検討を進めることとした事項等は、地方の支障事例等を検証し更に議論を重ね、地方分権改革有識者会議での審議もいただき、結論を得るものであり、対応方針に基づき、具体の検討を進めていただきたいこと。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室

関口、栗原、田邊、林田、永田

Tel: 03-3581-2458 Email: gimuwaku@cao.go.jp